

2026年度①

# 憲 法

(全 2 ページ)

## 注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

# 憲 法①

次の問題ⅠとⅡのうち、どちらか1問を選択して解答しなさい。なお、選択する問題の番号を解答用紙の所定の欄に記入すること。(100点)

Ⅰ 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第4条第1項に、「職員は、労働組合を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」と定められている。第17条第1項に、「職員及び組合は、行政執行法人に対して同盟罷業、怠業、その他業務の正常な運営を阻害する一切の行為をすることができない。また、職員並びに組合の組合員及び役員は、このような禁止された行為を共謀し、唆し、又はあおつてはならない」と定められており、同条の直後の第18条に、「前条の規定に違反する行為をした職員は、解雇されるものとする」と定められている。

行政執行法人の具体例として、国立公文書館や国立印刷局や造幣局などがある。第2条第2号には同法における「職員」の定義があり、そこには「行政執行法人に勤務する一般職に属する国家公務員をいう」と定められているが、この「職員」については、第37条第1項第1号に、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第98条第2項の「争議行為」などの禁止規定を適用しないと定められている。

行政執行法人の労働関係に関する法律第17条第1項の規定に違反しても処罰されるわけではないが、この規定を広汎な文言のとおり、ことごとく適用すると、第18条の規定に基づいて「解雇されるものとする」ことが憲法適合性を欠くことになる場合もありはしないか、という趣旨の指摘があるとする。この指摘の当否について論じなさい。なお、その際には、必要に応じて、参考とすべき判例や自己の見解と異なる立場に言及すること。

Ⅱ 20XX年1月末、内閣から国会に総額115兆1978億円となる次年度の一般会計の予算案が提出された。ところが、与党Aは衆議院において過半数に20議席満たない少数与党であったため、与党A単独では予算を成立させることができない状況にあった。そこで、2月半ばに入り、与党Aは、次年度予算案に対する野党の同意を得るために、一部野党が要求していた経済政策を受け入れることとし、衆議院で審議中の次年度予算案に新たな項を設けて4兆円規模の予算増額を行うことを検討

している。

国会において、この予算修正をすることが憲法上許されるかについて論じなさい。